

令和5年第6回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和5年6月8日(木) 18時00分～18時40分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 樋口 則之(教育長)

出席委員 平位 秀敏(職務代理者) 家永 由里子(委員)

處 愛美(委員) 古賀 公彦(委員)

事務局 井上 理恵(学校教育課長) 山崎 穰(生涯学習課長)

物部 由紀子(指導主事) 石橋 浩二(教育総務係長)

諸般の報告

議 事 報告第1号 うきは市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第16号 うきは市学校給食費支援事業補助金交付要綱の制定について

議案第17号 令和5年度6月補正予算要求について

協議事項 (1) 委員会委員の選出について

①うきは市人権・同和対策審議会委員(任期:2年)年2回程度

任期 令和5年度～6年度 現: 平位 委員

報告事項 (1) 専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定)

(2) 区域外就学について

(3) 生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和5年4月末月例報告)について

その他 (1) 令和5年度幼稚園訪問について

(2) 令和5年6月分 主な行事予定

教育長	ただ今からうきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、定例教育委員会を開催いたします。 会議の日程は本日限りといたします。
事務局	本日の議事録署名者には、平位委員を指名いたします。

	<p>諸般の報告についてですが、5月8日以降より新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法施行規則の一部改正により、第1種から第2種感染症へ移行となったことから季節性インフルエンザと同じ扱いとなりました。学校における出席停止の期間ですが、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとし、無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまでを基準としています。医療機関の診断書については、児童が自宅等で療養開始する際や、出席停止期間を経て登校する際には必要ありません。また、濃厚接触者の取り扱いはなくなったため、季節性インフルエンザと同様、同居している家族が感染した場合において児童生徒への行動制限や協力要請は行われません。</p>
<p>教育長</p>	<p>5月28日に中学校の体育祭を訪問してきました。両中学校とも生徒の態度が非常に良く、きびきびとした動きで感心しました。体力面だけでなく責任感や連帯性に優れており安心して訪問から帰ってまいりました。</p> <p>それでは議案について、事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 うきは市教育委員会教育長職務代理者の指名について</p>
<p>事務局</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及びうきは市教育委員会会議規則第2条第2項の規定に基づき、令和5年5月24日付けで、うきは市教育委員会委員、平位秀敏氏を教育長職務代理者に指名しました。</p> <p>議案第16号 うきは市学校給食費支援事業補助金交付要綱の制定について</p>
<p>事務局</p>	<p>6月議会で提案する、物価高騰による市内小中学生の保護者負担軽減のための「小中学校給食支援金」について、要綱の制定が必要であるため、「うきは市学校給食費支援事業補助金交付要綱」を制定するものです。</p> <p>小・中学校ともに、1ヶ月分の給食費を補助金として交付するよう計画しています。</p> <p>令和5年5月1日現在の児童、生徒数を基準日として、小学校1人当たり3,900円、中学校1人当たり4,800円を補助するものです。</p> <p>附則として、この告示は公布の日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失うものとしています。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。</p>

全委員	承認
	議案第 17 号 令和 5 年度 6 月補正予算要求について
事務局	<p>歳出についてですが、最初に小学校費です。学校管理費の備品購入費について 200 千円の補正額です。これは、遺言にもとづき、相続人平井芳子様から千年小学校への寄付金になります。次に教育振興費になりますが、先程の議案にありましたように物価高騰による市内小学生の保護者負担軽減のため、小学校給食支援金を交付するものです。補正額は 5,616 千円です。令和 5 年 8 月分で 1,440 名で計算しております。</p> <p>次に中学校費です。教育振興費において中学校給食支援金として、補正額は 3,744 千円です。先程と同様、物価高騰による市内中学生の保護者負担軽減のため、中学校給食支援金を交付するものです。令和 5 年 8 月分で 780 名で計算しております。</p> <p>続きまして社会教育費になります。文化財保護費について、補正額 14,578 千円です。これは、山北の北原地区における朝倉農林事務所の農業用水管理設工事区間において、遺構が発掘されたことによる調査費用になります。内訳は記載の通りで全額事業者負担となります。</p>
教育長	事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。まければ承認を求めます。
全委員	承認
教育長	それでは協議事項について、事務局お願いします。
事務局	うきは市人権・同和対策審議会委員について、令和 5 年度から令和 6 年度の任期の委員を選出する必要があります。これは、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに人権問題の解決を図ることを目的としたものです。新しい委員の選出をお願いします。現在は平位委員をお願いしていました。
教育長	事務局より説明がありました。平位委員がよろしければ継続をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
全委員	異議なし
事務局	第 1 回委員会が令和 5 年 7 月 3 日（月）13：30 より市役所 3 階大会議室で

<p>教育長</p>	<p>開催予定です。ご出席よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について、事務局お願いします。</p> <p>報告事項（１）専決処分に報告については、交通事故による和解及び損害賠償額の決定になります。生涯学習課の職員が、現地指導のために招いた有識者を宿泊先に届けた後、宿泊先旅館の駐車場内において方向転換しようとした際、後方確認が不十分であったため、右隣に駐車していた無人の車両の左側後方部分に公用車右側後方バンパー部分を接触させ、破損させたものです。</p> <p>公用車には損害はなく、相手方に修繕料 251,600 円を総務課予算より支払うことで和解しております。課内でも事故防止に向けて指導していきます。</p> <p>報告事項（２）区域外就学については該当ありません。</p> <p>報告事項（３）生徒指導上の諸問題に関する実態調査について、事務局より内容説明。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他について事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>（１）令和５年度幼稚園訪問について、参加される方は後日でもいいので事務局にご連絡ください。</p> <p>（２）について、行事予定表により６月の主な行事予定を説明。</p>
<p>教育長</p>	<p>７月の教育委員会定例会で、通学合宿推進事業費補助金交付について２泊３日以上の合宿を１泊２日以上に改正することを提案予定です。</p> <p>全ての審議が終了しましたので、第６回教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>次回 定例教育委員会開催日程 ７月５日（水） １８時００分～ うきは市役所 西別館 第１会議室</p>